

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長が行った本件個人情報開示請求拒否決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成25年3月14日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、①平成〇年〇月〇日に私の会社が家宅捜索を受けた時に警察官が私に見せた令状に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求1」という。）、②上記の件で押収物の還付に際して私が発行した還付請書に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求2」という。）、③私の会社が平成〇年〇月〇日になぜ家宅捜索に入られたのか原因が分かる書類に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求3」という。）、④私の会社に捜索に来た警察官と〇〇〇署の〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の名前と役職及び階級が分かる書類に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求4」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成25年3月27日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報は条例第44条第7項の規定により開示等に係る条例第2章第2節及び第3節の規定を適用しないとする保有個人情報であるため、条例第20条第3項の規定により、請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成25年5月27日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成25年6月20日、諮問庁は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

開示請求拒否決定処分を取り消す裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、次のとおりで

ある。

- (1) 令状においては、家宅捜索当日に見せてくれたのになぜ、再度見せてくれないのか。先日、貴会に書留郵便にて、送付させてもらった苦情申出書の内容のとおり、私の会社で、〇〇〇が、令状なしの家宅捜索を受け、書類のほとんどを押収されたため、その確認をしたい。
- (2) 還付請求書においては、私自身が発行しているにもかかわらず、その控えもなく、そのまま提出させられた。
- (3) この家宅捜索においては、被疑者が〇〇〇氏で、罪名が〇〇〇罪である、捜査で、私の会社になぜ、強制捜査である、家宅捜索が行われ、私の会社の書類等顧客の個人情報等、〇〇〇氏とまったく無関係の人たちの書類が押収され、平成25年5月27日現在も、ただの一つも還付されていない。
- (4) 〇〇〇氏と〇〇〇氏の名前については、民事訴訟を考えている。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書等を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定の理由

- (1) 条例第44条第7項(適用除外)規定について

ア 適用除外規定について

本項では「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、前2節の規定は、適用しない。」と規定していることから、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」及び行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判，検察官，検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分，刑若しくは保護処分の執行，更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（以下「刑の執行等に係る保有個人情報」という。）等は、条例の定める開示請求等の適用除外となる。

イ 訴訟に関する書類について

刑訴法第53条の2第2項において規定する訴訟に関する書類とは、「被疑事件又は被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当である（大阪地裁平成14年（行ウ）第156号平成16年1月16日判決）。」とされている。

また、総務省行政管理局監修の「行政機関等個人情報保護法の解説」においては、「被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、

訴訟記録，不起訴記録，公判不提出記録等を含む。例えば，裁判所が作成する判決書や公判調書，検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書，冒頭陳述書，供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか，告訴状，不起訴処分通知書，弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる。」とされている。

ウ 刑の執行等に係る保有個人情報について

行政機関個人情報保護法において刑の執行等に係る保有個人情報を適用除外とした趣旨は，「行政機関等個人情報保護法の解説」において，「刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報は，個人の前科，逮捕歴，勾留歴等を示す情報を含んでおり，開示請求等の対象とすると，前科等が明らかになる危険性があるなど，逮捕留置者，被疑者，被告人，受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり，その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば，雇用主が，採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で，採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。」，「刑の執行等に係る保有個人情報については，訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが，それ以外の行政文書にも記載されているため，本項において適用除外とする旨明記したものである。」とされている。

刑の執行等のうち，刑事事件に係る裁判については，刑事事件において裁判所又は裁判官が行う意思・判断の表示として，その内容に即した効力を持つ法律行為であり，裁判機関の訴訟指揮上の処分，命令等を含むと解する。

また，司法警察職員が行う処分については，刑訴法第189条第1項において「警察官は，それぞれ，他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより，司法警察職員として職務を行う。」と規定しており，同条第2項において「司法警察職員は，犯罪があると思料するときは，犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから，司法警察職員が法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動を指すと解する。

(2) 令状に係る処分について

ア 令状について

令状とは，逮捕，搜索・差押え等に係る強制処分を行う場合に裁判官又は裁判所が発するこれらの強制処分を内容とする書面である。

本件請求1にいう令状は，刑訴法第218条第1項に規定する司法警察職員が行う搜索及び差押えのための令状であり，司法警察員の請求を受け，令状発付の裁判により裁判官が発付することとなる。

イ 訴訟に関する書類の該当性

令状は，司法警察職員である警察官が，犯罪捜査のため必要とし，裁判官によって発付され，取得するものであり，前記(1)イの被疑事件又は被告事件に関して取得された書類に当たることから，刑訴法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当するものである。

ウ 刑の執行等に係る保有個人情報の該当性

令状は、その発付において、裁判官が令状を発付する又は令状の請求を却下する等の裁判によるものであり、令状は、その内容を記載した裁判書であることから、刑事事件に係る裁判に係る保有個人情報に該当するとともに、発付された令状が捜査機関により執行された場合には前記(1)ウの司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当することから、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものである。

(3) 還付請求に係る処分について

ア 還付請求について

還付とは、押収物について留置の必要がなくなった場合に押収を解いて原状を回復することをいい、刑訴法第222条第1項で準用する同法第123条第1項は、司法警察職員等の捜査機関による還付について規定している。還付請求書は、証拠品の還付を行う際に還付の相手方から徴することとされている書類であり、「司法警察職員捜査書類基本書式例」（検事総長指示）により様式が定められている。

イ 訴訟に関する書類の該当性

還付請求書は、特定の刑事事件における刑訴法に基づく押収物の還付に係る手続の過程において作成される書類であることから、前記(1)イの同法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当するものである。

(4) 令状請求に係る書類に係る処分について

ア 本件請求3の対象とする個人情報について

審査請求人は、開示請求時に「なぜ家宅捜索に入られたのか原因がわかる書類」について家宅捜索の令状を取得したときの証拠である旨説明したことから、実施機関は、本件請求3の対象とする個人情報を特定事件における刑訴法第218条第1項に規定する捜索及び差押えのための捜索差押許可状請求書及び当該許可状請求に係る資料（捜査報告書、供述調書、捜査関係事項照会書及び同回答書）であると特定した。

イ 捜索差押許可状請求書及び当該許可状請求に係る資料について

刑訴法第218条第1項及び第4項において、司法警察職員等は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により捜索、差押え等を行うことができ、その令状は、司法警察員等の請求によりこれを発する旨規定している。

そして、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第155条及び第156条並びに犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第139条において、令状の請求に当たって請求書に記載すべき事項や提供すべき資料を規定しており、「司法警察職員捜査書類基本書式例」により捜索・差押・

検証許可状請求書の様式が定められている。

ウ 訴訟に関する書類の該当性

搜索差押許可状請求書及び当該許可状請求に係る資料は、いずれも、刑訴法等に基づき司法警察職員が刑事事件の捜査の過程において作成又は取得した書類であることから、前記(1)イの同法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当するものである。

(5) 搜索に係る書類に係る処分について

ア 搜索に係る書類について

(ア) 本件請求4に当たっては、審査請求人から自己の会社を家宅搜索された件に関する情報について請求したいとの申立があったため、実施機関は審査請求人に対し公文書公開請求及び個人情報開示請求の違いについて説明を行った。その上で本件請求4が行われたため、「私の会社に搜索に来た警察官と〇〇〇署の〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の名前と役職及び階級が分かる書類」と請求者の保有個人情報が何らかのつながりを有することを前提とした個人情報開示請求が行われたと考えられる。

したがって、本件請求4の対象とする個人情報の特定に際し、実施機関は、「私の会社に搜索に来た警察官と〇〇〇署の〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の名前と役職及び階級が分かる書類」について、搜索を受けたときに作成される書類であると判断し、本件請求4の対象とする個人情報を搜索差押調書、押収品目録、押収品目録交付書、請書であると特定した。

(イ) 搜索は、証拠物等の発見を目的とする処分であり、刑訴法第218条第1項は、司法警察職員等は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により搜索、差押え等を行うことができる旨規定している。

審査請求人のいう搜索とは、特定事件に係る司法警察職員が行う令状による搜索を指しており、本件請求4の対象とする個人情報は、搜索差押調書等、搜索を受けたときに作成される書類であると判断した。

イ 刑の執行等に係る保有個人情報の該当性

審査請求人は、自己の会社が搜索を受けた事件に関する特定警察官の氏名等が分かる書類と説明の上で請求しているが、搜索は、司法警察職員が法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動であり、前記(1)ウの司法警察職員が行う処分に該当する。したがって、搜索を受けたときに作成される書類に含まれる個人情報のうち本件請求4の対象となるものは、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

(1) 適用除外規定について

ア 条例第44条第7項について

条例第44条第7項は、「法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、前2節の規定は、適用しない。」と規定しており、刑訴法第53条の2第2項又は行政機関個人情報保護法第45条第1項に該当する個人情報は、条例第2章第2節（開示，訂正及び利用停止（第13条～第41条））及び第3節（不服申立て（第41条の2～第43条））の規定が適用されない。

イ 刑訴法第53条の2第2項について

刑訴法第53条の2第2項は、訴訟に関する書類に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用しない旨規定している。

この訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して作成した又は取得した書類をいい、訴訟記録，不起訴記録及び公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書，検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書，冒頭陳述書，供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか，告訴状，不起訴処分通知書及び弁護士選任届等の手続関係書類が含まれるものと解される。

ウ 行政機関個人情報保護法第45条第1項について

行政機関個人情報保護法第45条第1項は「前章の規定は，刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判，検察官，検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分，刑若しくは保護処分の執行，更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判，処分若しくは執行を受けた者，更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については，適用しない。」と規定し，刑事事件に係る裁判や司法警察職員が行う処分等に係る保有個人情報を同法第4章（開示，訂正及び利用停止）の適用除外と定めている。

エ 以下，本件請求1から4の対象とする個人情報について，前記の適用除外規定への該当性を検証する。

(2) 本件請求1に係る処分について

ア 令状について

(ア) 令状とは，逮捕状，差押状，勾引状，勾留状その他裁判官又は裁判所が発する書面であって，人又は物に対する強制の処分を内容とするものである。

(イ) 憲法第33条及び第35条は，現行犯人を逮捕する場合を除いて，逮捕，搜索又は押収を行うには司法官憲の発する令状によらなければならない旨が規定されている。

(ウ) 刑訴法の定めるものとしては，令状には，勾引状及び勾留状（同法第62条），差押状及び搜索状（同法第106条），逮捕状（同法第199条），差押え，搜索又は検証のための令状及び身体検査令状（同法第218条）等があ

る。

(エ) 刑訴法第199条第1項は、「司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。」と規定し、同法第218条第1項は、司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により差押え、搜索又は検証をすることができる旨規定している。

イ 適用除外規定への該当性について

(ア) 刑訴法第53条の2第2項について

令状は、司法警察職員である警察官が、犯罪捜査のため必要とし、裁判官によって発付され、取得するものであり、前記(1)イの被疑事件又は被告事件に関して取得された書類に当たるものであることから、刑訴法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当すると考える。

(イ) 行政機関個人情報保護法第45条第1項について

令状は、司法警察職員である警察官が、犯罪捜査のため必要とし、裁判官によって発付され、取得するものであり、前記(1)ウの刑事事件に係る裁判に当たるものとする。また、令状は、司法警察職員である警察官が行う処分が記載されるものであり、前記(1)ウの司法警察職員が行う処分にも当たるものとする。

(3) 本件請求2に係る処分について

ア 還付請求書について

還付とは、一般に、押収物の留置の必要がなくなった場合に押収を解除して押収以前の状態に戻すことをいう。押収物の還付を行う際は、還付の相手方から還付請求書を徴することとされている。

イ 適用除外規定の該当性について

(ア) 刑訴法第53条の2第2項について

押収物の還付は、押収した物を被押収者等に戻すという刑訴法に基づく手続であり、還付請求書は、押収物の還付手続に関し作成され又は取得される書類であることから、前記(1)イの「被疑事件又は被告事件に関して作成した又は取得した書類に当たることから、同法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類」に該当すると考える。

(4) 本件請求3に係る処分について

ア 本件請求3の対象とする個人情報について

実施機関によると、審査請求人は、開示請求時に「なぜ家宅搜索に入られたのか原因がわかる書類」について家宅搜索の令状を取得したときの証拠である旨説明したとのことである。

刑訴法第218条第1項では、司法警察職員等は、犯罪の捜査をするについて

必要があるときは、裁判官の発する令状により搜索、差押え等を行うことができること、また、同条第4項では、その令状は、司法警察員等の請求によりこれを発する旨が規定されている。

そして、令状の請求に当たり、刑事訴訟規則第156条第1項では、被疑者又は被告人が罪を犯したと思料されるべき資料を提供しなければならないこと、また、犯罪捜査規範第139条では、捜査報告書、供述調書等犯罪捜査のため当該処分を行う必要があることを疎明する資料を添えて行わなければならない旨が規定されている。

したがって、本件請求3の対象とする個人情報と特定事件における刑訴法第218条第1項に規定する搜索及び差押えをするための搜索差押許可状請求書及び当該許可状請求に係る資料（捜査報告書、供述調書、捜査関係事項照会書及び同回答書）であると特定したことは妥当である。

イ 適用除外規定への該当性について

(ア) 刑訴法第53条の2第2項について

搜索差押許可状請求書及び当該許可状請求に係る資料（捜査報告書、供述調書、捜査関係事項照会書及び同回答書）は、いずれも、刑訴法等に基づき司法警察職員が刑事事件の捜査の過程において作成又は取得した書類であることから、前記(1)イの同法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当すると考える。

(5) 本件請求4に係る処分について

ア 本件請求4の対象とする個人情報について

(ア) 実施機関は、「私の会社に搜索に来た警察官と〇〇〇署の〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の名前と役職及び階級が分かる書類」について、搜索を受けたときに作成される書類であると判断し、本件請求4の対象とする個人情報を搜索差押調書、押収品目録、押収品目録交付書及び請書であると特定している。

(イ) しかしながら、本件請求4は、私の会社に搜索に来た警察官の名前と役職及び階級が知りたいということと、〇〇〇署の〇〇〇氏、〇〇〇氏及び〇〇〇氏の名前と役職及び階級が知りたいということの二点から成り立っていると読みとることができ、「〇〇〇署の〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の名前と役職及び階級が分かる書類」については、搜索を受けたときに作成される書類に限定されないと解することもできる。

(ウ) 審査請求人から提出のあった審査請求書及び意見書において、〇〇〇氏、〇〇〇氏及び〇〇〇氏が審査請求人の会社の搜索に携わっていたかどうかを伺わせるような記載は見受けられない。

(エ) さらに、口頭意見陳述の際に審査請求人に確認したところ、本件請求に際しては、特に想定していた書類はなかったとのことであり、また、〇〇〇氏、〇〇〇氏及び〇〇〇氏が審査請求人の会社の搜索に携わっていたかどうかを認識

していなかったことから、捜索に係る書類に限定して請求したとは一概には言えない。

(ウ) 実施機関は、審査請求人から自己の会社を家宅捜索された件に関する情報について請求したいとの申立があったとしているが、「自己の会社を家宅捜索された件に関する情報」とは、前記(イ)から(エ)に記載していることから、捜索に係る書類に限定されず、家宅捜索された事件についての捜査全般に係る書類であると解する余地がある。

(カ) 以上のことから、本件請求4の対象とする個人情報については、次の2通りに解することが可能であるため、以下、それぞれの場合について適用除外規定への該当性を検討する。

イ 適用除外規定への該当性について

(ア) 行政機関個人情報保護法第45条第1項について

a 本件請求4の対象とする個人情報を捜索を受けたときに作成される書類であるとした場合

捜索は、司法警察職員が法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動であり、前記(1)ウの司法警察職員が行う処分に当たることから、捜索を受けたときに作成される書類（捜索差押調書、押収品目録、押収品目録交付書及び請書）は、行政機関個人情報保護法第45条第1項に該当すると考える。

b 本件請求4の対象とする個人情報を捜索を受けたときに作成される書類に限らず、捜査全般に係る書類であるとした場合

当審査会が、諮問庁に対して、本件請求4の対象とする個人情報を捜査全般に係る書類であるとした場合において、それに該当する書類の名称を改めて照会したところ、諮問庁からは、①本部長事件指揮簿、②呼出簿が該当するとの報告があった。

以下、これらについて検討する。

①本部長事件指揮簿について

本部長事件指揮簿については、犯罪捜査規範第19条第2項において、「警察本部長または警察署長が直接指揮すべき事件および事項ならびに指揮の方法その他事件指揮簿の様式等は、警察本部長の定めるところによる。」と規定されている。

当該文書は、警察本部長が捜査の着手、捜査本部の開設、被疑者又は重要参考人の任意出頭、被疑者の逮捕等につき指揮すべき必要が生じた際に作成され、事件名、発生日時・場所、事件概要、被疑者、被害者、処分結果等のほか被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証、事件の送致等に関する指揮事項が記載されるものである。

そして、当該文書に記載された取調べ、差押え、事件の送致等の情報は、司法警察職員が、法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動に係る

情報であることから、前記(1)ウの司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に当たると考える。

②呼出簿について

呼出簿は、犯罪捜査規範第102条第2項において、「被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿（別記様式第8号）に所要事項を記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。」と規定されており、その様式についても定められている。

また、刑訴法第197条第1項において、「捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。」と規定されており、呼出簿は、被疑者等に対して出頭を求め、取調べを行う際に作成されるものであり、前記(1)ウの司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に当たると考える。

ウ 以上のことから、本件請求4の対象とする個人情報については、請求内容から捜索に係る書類に限定されると解することも捜査全般に係る書類と解することも可能であるが、どちらに解したとしても、本件決定は変わるものではない。

2 付 言

本件決定は、結論において妥当であると判断するが、今後、開示請求の対象とする個人情報の特定に当たっては、請求者の意思の確認をより徹底し、更に慎重に特定を行うべきである。

3 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成25年 6月20日	諮 問
7月19日	諮問庁からの理由説明書を受理
8月26日	審査請求人からの意見書を受理
9月27日	審 議（第54回審査会）
10月23日	審 議（第55回審査会）
11月28日	審 議（第56回審査会）
平成26年 1月20日	審 議（第57回審査会）

2月19日	審査請求人からの口頭意見陳述，審議 (第58回審査会)
3月20日	審 議 (第59回審査会)
5月14日	審 議 (第60回審査会)
6月16日	審 議 (第61回審査会)